

2025 年度及び 2026 年度「18 歳意識調査」の設計、実施及び報告業務 仕様書

1. 件名

2025 年度及び 2026 年度「18 歳意識調査」の設計、実施及び報告業務

2. 目的

日本財団は、選挙権年齢及び民法上の成人年齢引下げを受け、若年層の間での社会課題の周知啓発ならびに若年層に係る社会課題への社会の理解醸成を図り、ひいては日本財団の活動への興味関心を喚起することを目的に、18 歳前後の若年者の価値観、政治・選挙に対する態度、社会課題の理解等を尋ねる質問紙調査「18 歳意識調査」を、2018 年度から実施している。

2022 年 4 月より民法上の成人年齢引下げが施行されたことを受け、若年者の意識とその変遷を継続的に記録することの意義がより一層高まる中、2025 年度も「18 歳意識調査」を継続することを予定する。2025 年度は、①時事性の高い事象に係る調査のため短期間で設計から公表までを行う「速報調査」、②経年比較を念頭により精緻な分析を行う「定点調査」、③都道府県間における意識の差異を分析する「地域間比較調査」、④他国との比較まで含む「国際調査」の 4 種類の調査を組み合わせ実施する計画である。

本業務は、それらを円滑かつ効果的に遂行するため、日本財団が行う「18 歳意識調査」の設計、実施及び報告を委託するものである。

3. 業務委託期間

2025 年 10 月初旬（所定の手続き完了後）から 2026 年 8 月 31 日

4. 受託者が行う業務

(1) 「18 歳意識調査」3 類型に共通する業務

(ア) 回数とスケジュール

- ① 業務委託期間中に、「速報調査」を 5 回（うち予備 1 回）、「定点調査」を 2 回、「地域間比較調査」を 2 回、「国際調査」を 1 回、実施及び公表することを前提に提案を行うこと。
- ② 下表のスケジュールを念頭に計画を作成すること。但し、制作効率の向上等のため、これと異なるスケジュールを提案することを妨げない。

実施回（類型）	公表時期の目安
第 1 回（速報）	11 月
第 2 回（定点）	12 月
第 3 回（速報）	1 月
第 4 回（国際）	2 月

第 5 回（速報）	3 月
第 6 回（定点）	4 月
第 7 回（速報）	5 月
第 8 回（地域）	6 月
第 9 回（速報/予備）	7 月
第 10 回（地域）	8 月

（イ）質問紙の設計

- ① テーマ及び質問紙調査票の策定に資する時事問題・先行研究・先行調査等の情報収集を行い、収集した情報を日本財団担当者へ報告する。
- ② テーマ策定のための日本財団担当者との協議に参加する。協議の頻度は、調査実施 1 回あたり、事前と事後に各 1 時間を見込むこと（計 18 回）。協議は全てオンラインビデオ会議とする。
- ③ 日本財団担当者との協議の上決定したテーマに関する質問紙調査票を作成する。

（ウ）調査の実施

- ① 作成した質問紙に基づき、インターネットモニター調査を実施する。各類型の調査が備えるべき要件は後述する。

（エ）報告書類の作成

- ① 各回に、集計結果、結果の解釈、得られた示唆をまとめた A4 サイズの Word または PowerPoint 形式の報告書を作成する。各類型の調査の報告書が備えるべき要件は後述する。
- ② 報告書に掲載されるグラフは、一般読者の見やすさ・分かりやすさを確保するとともに、色覚多様性等に配慮した形で作成すること。使用するカラーパレットやコントラスト比については別途協議の上定める。

（オ）プレスリリース及び SNS 用画像の作成

- ① 報告書の一部を抜粋し、調査の概略を紹介するプレスリリースの文案作成を行い、日本財団担当者に提供する。その形式等については 2024～5 年度中に発信された「18 歳意識調査」関連のプレスリリースを参照のこと。

例) [日本財団 18 歳意識調査結果 第 70 回テーマ「政治と選挙」](#)

- ② プレスリリースは日本財団公式 HP にも掲載されることから、掲載するグラフ等は、日本財団公式 HP の「ウェブアクセシビリティ方針」に準拠すること。報告書の中で特に注目に値するグラフ等を画像としたものを、各回に 5 点作成する。これらの画像は、日本財団の公式 X アカウント等で投稿される。当該画像で使用するフレーム・カラーパレット・フォントは日本財団が指定する。具体例は実際のポストを参照のこと。

例) <https://x.com/NipponZaidan/status/1934932793274061053>

(2) 各調査の実施及び報告

● 「速報調査」5回の設計、実施及び報告

(ア)以下の要件に基づき提案すること。但し、調査の目的に照らして異なる提案を行うことを妨げるものではない。

- ① 各回のテーマ決定から公表までは20営業日程度を想定する。
- ② 回収数は1,000サンプルとし、17～19歳の男女を各年齢／各性別で人口構成比に基づき配分する。
- ③ 質問数は10問程度で、分岐なし、自由記述式回答なしを想定する。
- ④ 分析は、全体の集計、男女のクロス集計のみを想定する。平均して、各回の報告書が、日本財団(2024)「[18歳意識調査 第63回 -政治とカネ-](#)」と同程度となるよう作成する。

● 「定点調査」2回の設計、実施及び報告

(ア)以下の要件に基づき提案すること。但し、調査の目的に照らして異なる提案を行うことを妨げるものではない。

- ① 3年間隔での経年比較を実施することを念頭としており、本業務では「[価値観・ライフデザイン](#)」「[国家安全保障](#)」の2テーマを、原則同一の調査票で再実施する。当該調査票は当財団が提供可能である。下記(ア)～(エ)は過去の実施要件であり、業務では原則この要件が踏襲されることとなるが、社会情勢の変化等によって必要が生じた場合、調査票の再精査も業務内容に含まれる。

(ア)各回のテーマ決定から公表までは2～3か月程度を想定する。

(イ)回収数は1,000サンプルとし、17～19歳の男女を各年齢／各性別で人口構成比に基づき配分する。

(ウ)質問数は条件分岐や自由記述を含む25問程度を想定する。

(エ)将来的に3年間隔での経年比較を実施することを念頭に、より調査の社会的意義を高めるため、特に以下の点について、具体的な提案を行うこと。いずれか1点について有用な提案が行われていれば、必ずしも全ての点について提案がなくてもよい。

1. セレクションバイアスの影響を可能な限り小さくするための調査パネルの選定。とりわけ、対象年齢の登録人数、対象年齢の回答率に言及すること。
2. 国が実施する無作為抽出法を用いた調査と同様の設問を含めるなど、後年の分析に際し、傾向スコアを用いてデータの偏りを補正することが可能となるような設計上の工夫。今回の業務に、結果の補正の実行は含まなくてもよい。

- ② 調査票の決定から公表までは1～2か月程度を想定する。

- ③ 分析は、原則的に前回の手法を踏襲する(全体の集計、男女のクロス集計に加え、

経済属性や質問同士の相互関係など、結果の解釈に有用な集計軸の探索を含む)。前回結果との比較も分析を含む。

- ④ 平均して、各回の報告書が、日本財団（2024）「[18 歳意識調査 第 61 回 -教育-](#)」と同程度となるよう作成する。

- 1. 各回の質問票の作成に際しては、当該テーマに関連する有識者 2 名へのヒアリング、18 歳前後の若者 3 名に対する模擬調査（回答負担の事前ヒアリング）を実施すること。実施形態はオンラインビデオ会議を原則とするが、対象者の希望によっては首都圏内での交通費が発生する可能性がある。

- 「地域間比較調査」2 回の設計、実施及び報告

(ア) 以下の要件に基づき提案すること。但し、調査の目的に照らして異なる提案を行うことを妨げるものではない。

- ① テーマ決定から公表までは 2～3 か月程度を想定する。
- ② 回収数は各都道府県 100 サンプルとし、17～19 歳の男女を各年齢／各性別で各都道府県均等に配分する（サンプル数が不足する場合、16～20 歳に拡張してもよい。それでも不足する場合、該当県をウェイトバック集計してもよい）。
- ③ 質問数は条件分岐や自由記述を含む 25 問程度を想定する。
- ④ 分析は、全体の集計、男女のクロス集計に加え、都道府県ランキングや地方別の比較、質問同士の相互関係など、結果の解釈に有用な集計軸の探索を含む。
- ⑤ 平均して、各回の報告書が、日本財団（2024）「18 歳意識調査 第 61 回 -教育-」と同程度となるよう作成する。

(イ) 各回の質問票の作成に際しては、当該テーマに関連する有識者 2 名へのヒアリングを実施すること。実施形態はオンラインビデオ会議を原則とするが、対象者の希望によっては首都圏内での交通費が発生する可能性がある。

- 「国際調査」1 回の設計、実施及び報告

(ア) 以下の要件に基づき提案すること。但し、調査の目的に照らして異なる提案を行うことを妨げるものではない。

- ① テーマ決定から公表までは 3 か月程度を想定する。
- ② 回収数は日本・米国・英国・中国・韓国・インドの 6 カ国で各 1,000 サンプル（計 6000）とし、17～19 歳の男女を性年齢で均等に配分する。
- ③ 質問数、分析内容、報告書の文量は、日本財団（2022）「[18 歳意識調査 第 46 回 -国や社会に対する意識（6 カ国調査）-](#)」と同程度と想定する。

(3) 「18 歳意識調査」Web 掲載用コラム制作業務

(ア) 本業務で実施する調査に関するコラム制作

- ① 本業務で実施した調査の報告書納品から 1 カ月以内を目安に、3,500～4,000 字程度の Web 掲載用コラムを A4 サイズの Word で納品する。日本財団ジャーナルに掲載予定である（[掲載例](#)）。コラムが備えるべき要件は下記を想定するが、字数が大きく乖離しなければ構成や執筆内容は都度変更してよい。また、コラムの内容は報告書中の記載と重複してもよく、アクセシビリティに配慮した調査結果グラフを掲載してもよい。文体はである調を原則とする。

1. リード文：実施した調査テーマ及びテーマ選定の背景
2. 本論①：調査テーマをめぐる時事的・社会的・学術的背景等
3. 本論②：調査で得られた特筆すべき傾向、注目に値する回答結果等
4. まとめ：調査結果から得られた示唆、社会の課題等

- ② その制作にあたり、当該テーマに応じた適切な有識者・ジャーナリスト・ライター等の執筆者を提案し、日本財団と協議のうえ執筆者を決定する。記事やコラム執筆における類似実績を有することが望ましい。執筆者への謝金も本業務に含まれる。なお、最終回調査分については本業務の対象外とする。

(イ) 過去に実施した調査に関するコラム制作

- ① 下記の調査結果について、(ア)の要件に基づき納品する。
 - i. 第 73 回の計 1 テーマ
- ② 2026 年 8 月末日までに納品する。

5. 実施体制

- (1) 本業務の遂行に当たる主要な構成員として、経済学、計量経済学、統計学、教育学、心理学、社会学などの本業務の遂行に必要不可欠と思われる分野の博士号又は修士号を有する者、又はそれに類する経歴及び研究実績を有する者を 1 名以上配置することが望ましい。
- (2) 本業務の遂行に当たる構成員に、標本調査法に関する知識・経験を有する者、パネル調査の設計・実施経験などを有する者が 1 名以上含まれることが望ましい。
- (3) 自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負わせることを条件に、当財団の事前の承諾の上、業務の一部または全部を再委託してよい。再委託先の業務の履行については、受託者自身も責任を負うことに留意のこと。

6. 納品物

- (1) 各回の「18 歳意識調査」報告書 (Word または Power Point)、プレスリリース案文、Web 掲載用コラム、SNS 掲載用画像、クロス集計表 (Excel)、集計前ローデータ (Excel)

7. 提案内容

提案書の作成にあたっては、以下の項目を必ず盛り込むこと。なお、本評価には担当部署

以外の者も関与するため、専門用語等はわかりやすく記載すること。

(1) 類似業務の経験/能力：

本業務に類似する業務の受注実績（主に直近 3 年間のもの）、感染症対策を講じて開催した本業務に類似する業務の受注実績を提示すること。

(2) 業務執行体制/バックアップ体制：

本業務を円滑に遂行するための業務執行体制（再委託を行う場合は再委託先含む）、欠員・トラブル等におけるバックアップ体制を提示すること。

(3) 関係法令：

本業務に関連する法令を明示の上、以下について提示すること。

① 当該法令に関する研修実施の有無・頻度

② マニュアル・方針・規程等の存否

(4) 業務責任者及び担当者の経験/能力：

責任者及び各担当者の類似業務実績（主に直近 2 年間のもの）、経歴、資格等を提示すること。

(5) 業務方法：

本業務を円滑に遂行するための具体的な業務手法を提示すること。

(6) 作業計画：

本業務を円滑に遂行するための実現可能なスケジュールを提示すること。

(7) コストダウン：

適切な価格となるようコストダウンにつながる工夫を検討の上で提示すること。

8. その他

(1) 本業務における成果物の取扱い

(ア) 本業務の履行に係る成果物の所有権は全て当財団に帰属する。

(イ) 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 条）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に当財団に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

(ア) 本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

(3) 個人情報等の保護

(ア) 調査の実施にあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(イ) 受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏えい、資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。ま

た、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、当財団の指示に従わなければならない。